

教育委員会会議録

開会の日時	令和4年5月19日 午後7時20分
閉会の日時	令和4年5月19日 午後7時30分
会議の場所	伊勢市教育委員会 小俣総合支所3階 大研修室
出席者の氏名	教育長 岡 俊晴 教育委員 中村 孝史・永井 正高・駒田 聡子 中西 康裕・畑井 祐樹
会議録に署名する委員氏名	永井 正高・駒田 聡子
会議に出席した者の職・氏名	(説明のために出席した者) 事務部長 鈴木 光代 学校教育部長 籠谷 芳行 参事兼社会教育課長 沖塚 孝久 教育総務課長 前村 忍 学校統合推進室長 丸山 光 学校教育課長 山鹿 富生 スポーツ課長 東浦 久修 教育研究所長 上永 真弓 学校統合推進室副参事 中野 温 学校教育課副参事 中川 靖美 学校教育課副参事 西尾 正美 学校教育課副参事 谷口 北斗 学校教育課副参事 亀山 知典 教育研究所副参事 村井 雅哉 (職務のために出席した事務局職員) 教育総務課総務係長 岡村 基司
会議に付した事件	議案第28号 伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部改正について 議案第29号 伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について 議案第30号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の委嘱について
会議の要旨	別添のとおり

教育長

開会の宣言

会議録署名委員の指名 永井委員、駒田委員を指名

会議に付する案件

議案第 28 号 伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部改正について

議案第 29 号 伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について

議案第 30 号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の委嘱について

教育長報告

前回の教育員会からの報告をします。

学級閉鎖が 5 学級ありました。感染者の報告も連日入っています。学校における感染リスクがゼロになることはなく、新型コロナウイルスの感染症については、今後も各学校における感染対策に万全を期したいと考えています。

また、これから暑くなってくるので熱中症対策もしっかりやっけていこうと思っています。

中体連の春季大会は 3 年ぶりに 5 月 14 日から開催されています。感染防止対策をしっかりとすることで、制限はありますが保護者の観戦も認めることになりました。また、春に実施する運動会は小学校 12 校、中学校 6 校です。春に実施する修学旅行は中学校 5 校です。

学校訪問を 5 月 24 日から約 1 週間の予定で実施します。今年も新型コロナウイルス感染症対策のため、できるだけ少人数で訪問したいと考えています。委員の皆様への訪問は今年度も控えたいと考えていますのでよろしくお願い致します。

委員の皆様にはご迷惑をおかけしますが、感染症対策のため会議の時間短縮など、ご協力をよろしくお願い致します。

以上、私からの報告は終わります。

教育長

それでは議事に入ります。

「議案第 28 号 伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部改正について」を議案といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

1 ページをご覧ください。

これは、所要の規定の整備を行うため、規則を改正しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課副参事

「議案第 28 号 伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

これは、伊勢市奨学金支給条例施行規則第 6 条第 2 号において、学資を負担すべき者として、奨学生に保護者がいない場合は当該奨学生又は当該奨学生の生計を維持する者と規定されていることから、保護者以外の場合もあるため、議案書 4 ページ、5 ページにあります様式第 1 号、第 6 号中の「保護者」を「保護者等」に改めようとするものでございます。

以上、「議案第 28 号 伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部改正について」ご説明申し上げます。

何卒、よろしく願いいたします。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

「議案第 28 号 伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部改正について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

[異議なしの声]

教育長

異議なしとのことでございます。よって、

「議案第 28 号 伊勢市奨学金支給条例施行規則の一部改正について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第 29 号 伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

6 ページをご覧ください。

これは、伊勢市奨学金支給条例第 4 条第 3 項の規定に基づき、議案書のとおり委嘱又は任命しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては学校教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

学校教育課副参事

「議案第 29 号 伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について」ご説明申し上げます。

これは、伊勢市奨学金支給条例第 4 条に基づき設置しております伊勢市奨学生選考委員会委員任期が 5 月 31 日をもちまして満了となることから、議案書 7 ページ記載のとおり 9 名の皆様を委嘱、任命しようとするものでございます。

本日、教育委員会でご承認をいただきましたならば、令和 4 年 6 月 1 日をもって委嘱、任命させていただく予定です。なお、任期は 1 年で令和 5 年 5 月 31 日までとなっております。

以上、「議案第 29 号 伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について」ご説明申し上げます。

何卒、よろしく願いいたします。

教育長

ただ今、学校教育課から説明をいたしました。ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

「議案第 29 号 伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

[異議なしの声]

教育長

異議なしとのことでございます。よって、

「議案第 29 号 伊勢市奨学生選考委員会委員の委嘱又は任命について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

つづきまして、「議案第 30 号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

事務部長から提案説明を行います。

事務部長

8 ページをご覧ください。

これは、社会教育法第 15 条第 2 項及び伊勢市社会教育委員設置条例第 2 条並びに同法第 30 条第 1 項及び伊勢市立公民館条例第 16 条第 2 項の規定に基づき、議案書のとおり委嘱しようとするものでございます。

なお、詳細につきましては社会教育課から説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

参事

「議案第 30 号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

これは、令和 4 年 5 月 31 日で社会教育委員兼公民館運営審議会委員の任期が満了となるため、社会教育法第 15 条第 2 項及び伊勢市社会教育委員設置条例第 2 条並びに同法第 30 条第 1 項及び伊勢市立公民館条例第 16 条第 2 項の規定に基づき、お手元の議案のとおり委嘱をしようとするものでございます。

なお、今回、委嘱しようとする皆様は各団体から推薦をいただいた方々と学識経験者につきましては社会教育課からお願いした方でございます。

本日、教育委員会でご承認をいただきましたならば令和 4 年 6 月 1 日をもって委嘱をさせていただく予定でございます。

任期は 2 年、令和 6 年 5 月 31 日までとなっております。

以上、「議案第 30 号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

何卒、よろしく願いいたします。

教育長

ただ今、社会教育課から説明をいたしましたが、ご意見ご質問はございませんか。

教育長

ご意見ご質問も無いようですので、採決を採りたいと思います。

「議案第 30 号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の委嘱について」は、原案どおりお認めいただくことにご異議ございませんか。

〔異議なしの声〕

教育長

異議なしとのことでございます。よって、

「議案第 30 号 伊勢市社会教育委員兼伊勢市立公民館運営審議会委員の委嘱について」は、原案どおり承認することに決定いたしました。

教育長

以上で本日の審査案件はすべて終了しました。

委員の皆さんから何かございましたらお願いします。

教育長

特にないようですので、これをもちまして教育委員会を閉会いたします。